

定款

一般社団法人いいなみ自然学校

一般社団法人いいなみ自然学校定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人いいなみ自然学校と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を山口県山口市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、あらゆる世代や教育機関等へ向けた自然体験活動の企画、運営、実施に関する事業及びこれらに携わる指導者等の育成を行う。更に、自然体験活動に関する調査研究、プログラム開発等を通して、自然体験活動の普及及び振興に貢献し、子どもの健全育成や地域社会の活性化を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1)自然体験活動の企画、運営、実施に関する事業。
- (2)自然体験活動指導者等の育成に関する事業。
- (3)子どもの健全育成を図る事業。
- (4)地域社会の活性化を図る事業。
- (5)前各号に掲げる事業に附帯または関連する事業。

(広告)

第4条 当法人の広告は、主たる事業所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第7条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退社したとき
- (2)死亡し、もしくは失踪宣言を受け、又は解散したとき
- (3)1年以上会費を滞納したとき
- (4)除名されたとき
- (5)総社員の同意があったとき

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、3か月以上前に当法人に対して予

告するものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(開催地)

第12条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第13条 社員総会の招集は、理事が過半数を持って決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対し発する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第15条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(員数)

第18条 当法人に次の役員を置く。

- (1)理事 1名以上。
- (2)理事のうち1名以上は代表理事とする。

(選任等)

第19条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事・職務権限)

第21条 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(報酬等)

第22条 理事の報酬、賞与、その他職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第23条 理事が、次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- (1)自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2)自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3)当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第24条 当法人は、役員的一般社団法人および一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 計 算

(事業年度)

第25条 当法人の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第26条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第6章 附 則

(最初の事業年度)

第27条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年11月30日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第28条 設立時社員の氏名又は名称および住所は次のとおりである。

住所 山口県山口市阿知須 8991 番地

設立時社員 北澤 良太

住所 山口県山口市阿知須 8991 番地

設立時社員 北澤 香織

(設立時の役員)

第29条 当法人の設立時理事は、次のとおりとする。

住所 山口県山口市阿知須 8991 番地

設立時理事 北澤 良太

住所 山口県山口市阿知須 8991 番地

設立時理事 北澤 香織

(設立時の代表理事)

第30条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

住所 山口県山口市阿知須 8991 番地

設立時代表理事 北澤 良太

(法令の準拠)

第31条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他法令に従う。

以上、一般社団法人いいなみ自然学校設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和5年3月27日

設立時社員 北澤 良太

設立時社員 北澤 香織